

日出町告示10号

日出町物品等供給契約に係る一般競争入札実施要綱を次のように定める。

平成30年 3月19日

日出町長 本田博文

日出町物品等供給契約に係る一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日出町契約事務規則（平成26年日出町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本町が発注する物品の買入れ、物件の借入れ及び製造の請負（工事の請負を除く。）の契約（以下「物品等供給契約」という。）に係る一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 この要綱による一般競争入札の対象となる物品等供給契約の案件（以下「対象案件」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格（単価について予定価格を定めた場合にあっては、予定数量によって算定される当該物品等供給契約に基づく予定支出総額をいう。以下同じ。）が700万円以上であるもの。ただし、日出町物品・製造等指名委員会（以下「指名委員会」という。）が、その内容、規模等によりこの要綱による一般競争入札に付することが適当でないと認めたものを除く。
- (2) 予定価格が700万円未満であって、契約担当者が、その内容、規模等によりこの要綱による一般競争入札に付することが適当であると認めたもの

(競争入札参加資格)

第3条 対象案件の一般競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 日出町物品等供給契約の競争入札参加資格等に関する要綱（平成24年日出町告示第77号）第6条の入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても日出町物品等供給契約に係る指名停止等の措置の関する要領（平成25年日出町告示第19号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても日出町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成25年日出町告示第11号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (4) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始

の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(6) その他指名委員会（対象案件が前条第 2 号に該当するものにあつては、契約担当者）が必要と認める事項を満たしていること。

2 前項第 6 号の要件については、対象案件ごとに決定するものとする。

（仕様書等の閲覧）

第 4 条 対象案件の仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、契約担当者が定める場所において閲覧に供するものとする。

2 前項の閲覧は、原則として前条の公告を行った後速やかに開始するものとし、入札書受付締切日まで行うものとする。

3 仕様書等に対する質問書の提出があつた場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

4 質問書の提出は、契約検査室に持参することにより行うものとする。

5 質問書の提出期間は、原則として、仕様書等の閲覧を開始した日の翌日から開札予定日の 5 日（日出町の休日を定める条例（平成元年日出町条例第 30 号）第 1 条第 1 項に規定する町の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までとする。

6 質問に対する回答書の閲覧は、契約検査室において行い、原則として前号の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して 2 日（休日を除く。）後までに開始し、開札日の前日をもって終了するものとする。

（競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出）

第 5 条 契約担当者は、競争入札参加資格の有無を確認するため、参加希望者から契約担当者が定める期限までに、競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格を確認する資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。

2 前項の期限までに申請書及び資料を提出しない者又は契約担当者が競争入札参加資格がないと認める者は、当該入札に参加することができないものとする。なお、契約担当者が競争入札参加資格がないと認める者に対しては、競争入札参加資格不適合通知書（様式第 2 号）を送付するものとする。

3 申請書及び資料の提出期限は、原則として入札書の提出期限の 3 日前とする。

4 申請書及び資料の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に使用しない。

(3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

(4) 提出期限後における申請書及び資料の差替え及び再提出は、これを認めない。

(開札)

第6条 開札は、規則第26条の規定により公告した日時に行う。

- 2 開札の結果、入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって入札した者を落札候補者として決定するものとする。
- 3 開札の結果、入札参加者のうち落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、規則第36条の例によりくじにより落札候補者を決定するものとする。

(落札者の決定等)

第7条 契約担当者は、前条第2項又は第3項の規定により落札候補者の決定をした後、当該競争入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定により落札候補者が競争入札参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、契約担当者は、当該競争入札参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をし、かつ、競争入札参加資格を有する者を落札者として決定するものとする。
- 3 契約担当者は、第1項の規定により競争入札参加資格を有しないと確認された者に対して、競争入札参加資格不適格通知書を送付するものとする。
- 4 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、最低の価格で入札した者が競争入札参加資格を有しないと確認された場合又は落札者の決定を保留した場合は、この限りでない。
- 5 契約担当者は、第1項の規定による確認を行う場合において、競争入札参加資格に疑義がある場合は、指名委員会の審査に付するものとする。
- 6 契約担当者は、落札者を決定したときは、規則第39条第1項の規定により直ちに落札者に対し、その旨を通知するとともに、当該入札結果を日出町が発注する物品等供給契約に係る入札結果等の公表に関する要綱（平成25年日出町告示第14号）の規定により公表するものとする。

(競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第8条 競争入札参加資格がないと認められた者は、第6条第2項又は前条第3項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約担当者に対して書面によりその説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項の説明を求められたときは、指名委員会の議を経た上で、同項に規定する期間の末日の翌日から起算して8日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- 3 契約担当者は、説明を求めた者に競争入札参加資格があると認められる場合は、第5条第2項又は前条第3項の規定による通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて、改めて競争入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。この通知を行う場合においては、指名委員会の議を経るものとする。

(開札の中止又は延期)

第9条 契約担当者は、対象案件の一般競争入札において、不正行為その他事業の推進に著しく支障

を来した場合は、開札を中止し、又は延期することができる。

(無効入札)

第 10 条 規則第 35 条第 10 号に規定する特に指定した事項は、第 3 条各号に掲げる競争入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札とする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、対象案件に係る一般競争入札の実施について必要な事項は、契約担当者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に公告する入札について適用する。